

秋田県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
一般国道	旧	107号	A	由利本荘市大築字猿木沢40番地地先から字 笹井4番地1地先まで	10.00～70.50	0.500
	新	107号	A	〃	10.00～70.50	0.500
			B	〃	17.00～90.00	0.500

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和3年3月26日（金）から同年4月9日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

秋田県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
主要地方道	旧	鳥海矢島線	A	由利本荘市鳥海町中直根字ヒノ沢19番地1 地先から下直根字沢内90番地2地先まで	5.00～18.00	1.760
	新	鳥海矢島線	A	〃	5.00～18.00	1.760
			B	〃	7.00～75.00	1.760

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 由利本荘市水林366番地 秋田県由利地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 令和3年3月26日（金）から同年4月9日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）